



網走開発建設部、網走建設管理部、雄武町からのお願い

# 除雪作業にご協力を

町内の除雪は、町道などを町、国道を網走開発建設部、道道を網走建設管理部がそれぞれ担当しています。町では皆さんの生活路線を確保するため、一刻も早い除雪を心掛けていますが、大雪や吹雪の後など、一時的に除雪作業が遅れる場合もあります。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## ★皆さんへのお願い

**路上駐車は、ご遠慮を**  
除雪作業の際、最大の支障となっているのが路上駐車です。一台でも駐車していると除雪作業ができず、交通渋滞や事故にもつながりかねません。車の前後に雪が残ったり付近の住民にも迷惑をかけますので、路上駐車は絶対にしていただけない場合があります。赤い布などで確認できるようにしておいてください。

**障害物などは事前に移動しましょう**  
道路縁石の車乗り入れ用の木材、鉄材、個人で設置されたゴミステーション、路上まで伸びている庭木、私有地から路上にまたがっている車両や歩道の占有物などは、除雪の支障となります。今のうちに移動・冬囲いを行いましょう。なお、除雪時に破損しても責任を負いかねますので、ご承知おきください。

**※低下縁石設置を希望する人は、申請により設置することができます。**

**早朝時の車の運転は細心の注意を**

異常降雪時は特に、早朝から除雪作業を行っていることがあります。視界不良で作業灯が見えにくいこと

# 冬の生活、支援します

## ★制度内容

雄武町では、灯油や暖房器具、冬用衣料などの購入に際し、対象となる世帯へ1万5千円分の助成券（1世帯につき1,000円券×15枚）を交付しますので、助成券を希望する人は受付期間内に申請をしてください。（代理申請可）



## ★対象世帯など

| 対象世帯   | 対象外世帯  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>11月1日現在で雄武町に住民登録があり、次のいずれかに該当する町民税非課税世帯</li> <li>70歳以上の高齢者のみで構成される世帯（生計が独立していること）</li> <li>身障者手帳（1級または2級）の保持者がいる世帯</li> <li>療育手帳（A判定）の保持者がいる世帯</li> <li>精神障害者保健福祉手帳（1級）の保持者がいる世帯</li> <li>誕生日が平成15年4月2日以降の児童を養育しているひとり親世帯（生計が独立していること）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>課税世帯</li> <li>生活保護世帯</li> <li>福祉施設等入所者世帯</li> <li>医療機関入院者世帯 など</li> </ul> |

## ★申請関係

| 受付期間                    | 受付場所                | 必要なもの   |
|-------------------------|---------------------|---|
| 11月10日(水)～令和4年2月28日(月)  | 役場庁舎別館（社会福祉係）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>身体障害者手帳などの身分証明書</li> </ul> |
| 11月17日(水) 9時30分～11時30分  | 日の出寿の家              |   |
| 11月17日(水) 13時30分～15時30分 | 幌内歴史と生活の家「まちの喫茶店」併設 |   |
| 11月18日(木) 9時30分～11時30分  | 音稲府地域住民センター         |   |
| 11月18日(木) 13時30分～15時30分 | 沢木住民センター「まちの喫茶店」併設  |   |

※「まちの喫茶店」は参加無料です。詳細については、本号折込チラシをご覧ください。（地域包括支援センター主催）

## ★助成券関係

| 交付方法    | 使用できる店舗  | 購入できる物         | 使用期限         |
|---------|----------|----------------|--------------|
| 対象世帯へ郵送 | 助成券裏面に記載 | 灯油、暖房器具、冬用衣料など | 令和4年3月20日(日) |

※助成券を使用した場合、おつりは支払われません。

問保健福祉課社会福祉係  
☎84-2023

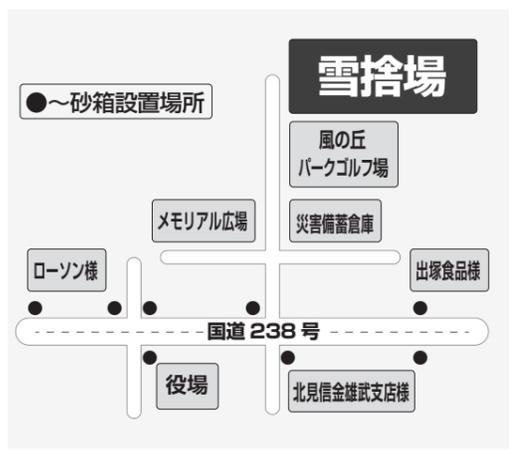
もありませんので、車を運転する場合は常に「前方に何かあるかもしれない」という心掛けが必要です。また、危険ですので除雪車に近寄らないようにしてください。

**除雪後に残る雪山は溜雪スペースに**  
通勤通学、消防、生活関連物資輸送の道を確保するため、除雪は朝早くから行っています。このため、玄関先などの間に雪の山が残ってしましますが、現在の機械の能力と緊急作業の必要性から雪をすべて取り除くことは不可能です。お手数でも各自で除雪願います。

**道路わきでのスキー、ソリ遊びはやめさせましょう**  
道路わきの雪山で子どもがスキーやソリに乗り、急に路上に飛び出して大きな事故につながる可能性があります。道路わきでの、スキー、ソリ遊びはやめましょう。

**道路への雪出しは危険**  
宅内の雪や屋根から落ちた雪を除雪車の前や道路に出すことは交通事故の原因となりますのでご遠慮ください。

**その他のお願い**  
・排水ますやマンホールに雪を捨てないでください。排水機能障害やふたの閉め忘れによる転落事故などの原因になります。  
・屋根からの氷雪が落下するおそれがある場合、屋根の雪止めの点検整備や雪おろしを定期的に行いませ



※出入口には看板を設置しますので、これ以外の場所には絶対に雪を捨てないでください。なお、例年雪に混じり多くのごみや空き缶などが捨てられていますので、極力事前に取り除き、雪のみの搬入に努めてください。

また、河川に雪を捨てると雪解け時に河口が閉塞し、雪解け水があふれ出る原因になりますので、河川に雪を捨てることは絶対にやめてください。

・除雪の能率は、天候などによって大きく変わります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。  
・次のとおり雪捨場を指定しますので、ご利用ください。

問網走開発建設部興部道路事務所  
(国道)  
☎02・2155  
問網走建設管理部興部出張所(道道)  
☎02・2115  
問建設課土木管理係(町道)  
☎84・2121